

お知らせ

令和5年5月16日
総務部 行財政改革局 税務課

自動車税種別割に係る口座振替不能事案等の発生について

本年度の自動車税種別割の口座振替について、次のとおり一部の納税者の方の口座振替が不能等となる事案が発生しました。

1 事案1

自動車税種別割について口座振替納付届により手続を行った納税者の方に対しては、口座振替により引き落としを行っているところですが、県税システムに登録していた納税者情報（口座情報等）と、新たに自動車を取得した一部納税者情報の紐付けができていなかったため、5年度分の口座振替が不能となる事案が発生しました。

口座振替ができなくなった納税者の方に対しては、御迷惑をおかけしますが、システム手続の都合上、今年度の口座振替は困難であることから、既に送付済みの納税通知書による納付をお願いしました。

【対象納税者数等】600人、621台（引き続き調査中）

2 事案2

過去に口座振替を利用していたが、既に口座振替を停止していた方について、昨年9月の旧県税システムから現行システムへのデータ移行の際、口座情報を利用停止状態から誤って利用状態としてデータ移行を行ったため、口座振替用の納税通知書を送付する事案が発生しました。

該当納税者の方に対しては、御迷惑をおかけしますが、新たに適切な納税通知書をお送りして、納付をお願いしました。

【対象納税者数等】58人、70台

3 再発防止策

今回の事案を受けて、新たに自動車を取得した納税者の方と既存の口座情報を適切に統合する運用方法を整備し、今後の口座振替が適切に行われるよう再発防止に努めて参ります。

愛媛県総務部行財政改革局税務課
TEL：089-912-2201（直通）
FAX：089-912-2199
E-mail：zeimu@pref.ehime.lg.jp